

2018年度(平成30年度)任意継続被保険者に係る標準報酬月額(上限)及び保険料の件

標件について、2018年度(平成30年度)、退職時に任意継続を希望される被保険者の標準報酬月額(上限)を下記のとおりお知らせいたします。
本件については、2018年2月15日開催の第147回健康保険組合会にて承認されました。
2018年度は健康保険料率、介護保険料率双方とも変更はありません。

記

1. 保険料内訳

項目	2018年度	2017年度
1. 等級	26等級	26等級
2. 標準報酬月額 (標準月額範囲)	380,000円 (370,000~394,999)	380,000円 (370,000~394,999)
3. 一般保険料(A) (内 調整保険料)	33,516円 (494円)	33,516円 (494円)
4. 介護保険料(B)	4,940円	4,940円
合計 (A+B)	38,456円	38,456円
料率(一般+介護)	101.2/1000	101.2/1000
平均標準報酬月額	389,185円	385,974円

※料率 一般保険料率:88.2/1000、介護保険料率:13.0/1000

※平均標準報酬月額は前年9月30日時点の全加入員平均標準報酬額を適用
(健康保険法 第47条の2にて規定)

2. 適用期間

2018年4月1日 ~ 2019年3月31日

3. 徴収保険料

- ①支払保険料上限は、38,456円となります。
- ②退職時の標準報酬月額が26等級未満の被保険者は、従来どおり退職時の標準報酬月額になります。
- ③保険料は、退職時の標準報酬月額が2年間適用されます。

以上